

# TOPICS

ライフプランを考えるときに知っておきたい話題を取り上げて解説します



家計の税負担の軽減を目的に定額減税が実施され、所得税、住民税が減税に。また、少子化対策として子育て世帯・若者夫婦世帯を対象とした住宅ローン控除制度が拡充。扶養控除や生命保険料控除の見直しの検討も。

## POINT

# 家計の観点から知っておきたい 令和6年度税制改正のポイント

## 令和6年度税制改正が 目指すもの

令和6年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する法律案」は、去る2月2日に閣議決定を経て国会に提出され、年度末である3月28日に「案」が外れて新たな法律として成立しました。

この新たな法律の立法趣旨や概要をまとめた「法律案要綱」の冒頭には「賃金の上昇が物価高に追い付いていない国民の負担を緩和し、物価の上昇を上回る持続的な賃金の上昇が行われる経済の実現を目指す観点から令和6年分における所得税額の特別控除を実施する」と謳われている一方、「給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度を強化する」ことが掲げられています。

つまり、前者は所得税の定額減税のことであり、後者は企業が賃上げをした場合に法人税額を控除する制度の強化を通じて更なる賃上げの促進を図ることとしていきます。家計部門の税負担の軽減と賃金上昇を通じて物価上昇に対する抵抗力を備える

ことが目的とされる一方、消費活動の活性化を図って経済成長にも貢献することが政策目標とされていることが読み取れます。

## 家計部門の税負担の軽減 ——定額減税

税制改正項目の中で目玉となるのが、家計部門の税負担の軽減を図るための「定額減税」の実施です。具体的には、令和6年分の所得税から3万円を、令和6年度分の個人住民税から1万円を減税するというものです。この定額減税は扶養親族も対象になります。家族2人を扶養している場合ですと、納税者本人に加えて扶養親族2人が対象となるため、合わせて12万円の減税になります。夫婦と子ども2人の4人世帯であれば、16万円の減税になるといわれます。

ただし、**高額所得者は対象外**とされ、令和6年分の合計所得金額が1805万円超である人（給与収入のみの場合、給与収入で2000万円を超える人）は定額減税を受けられません。

所得税に関する具体的な減税方法は、そ



公認会計士・税理士

光田 周史

【こうだ・しゅうじ】

1979年、同志社大学経済学部卒業。1985年、公認会計士、税理士登録。現在、職業専門家が同一ブランドのもとに結集した「ひかりアドバイザーグループ」の最高経営責任者を務める傍ら、立命館大学大学院の非常勤講師として教壇に立つ。

それぞれのケースに従って次のように実施されます。

① サラリーマンなど給与所得者の場合
・ 6月以降の源泉徴収税額から減税 ・ 6月に減税しきれなかった場合には、翌月以降の税額から順次減税
② 公的年金等の受給者の場合
・ 6月以降の源泉徴収税額から減税 ・ 6月に減税しきれなかった場合には、翌々月以降の税額から順次減税
③ 事業所得者等の場合
・ 納税の機会に減税。予定納税がある場合には、その機会に減税 ・ 予定納税がなければ確定申告で減税

住民税に關しても所得税に準じた取り扱  
いとなります。たとえば、給与所得者に係  
る特別徴収については、6月分の徴収を見送  
り、定額減税後の年税額を残りの11ヶ月で  
徴収するという方法がとられます。

一方、「所得税や住民税の税額が少なく、  
定額減税しきれないと見込まれる納税者に  
ついては、住所地の自治体（市区町村）が  
差額を給付することになっています。

【図表1】住宅ローン控除対象借入限度額の拡充

住宅性能		認定長期優良 ・認定脱炭素	ZEH水準 省エネ	省エネ 基準適合
借入限度額				
現行		4,500万円	3,500万円	3,000万円
改正後	子育て世帯等	5,000万円	4,500万円	4,000万円
	それ以外	4,500万円	3,500万円	3,000万円

【図表3】ひとり親控除の引き上げ  
(今後の改正予定)

	現行	引き上げ予定
所得要件	500万円以下	1,000万円以下
控除額 (所得税/住民税)	35/30万円	38/33万円

【図表2】扶養控除縮小の方向性 (今後の改正予定)

区分		年齢	0~2歳	3~15歳	16~18歳	19~22歳
扶養控除 (所得税/住民税)	現行		なし		38/25万円	63/45万円
	改正予定		なし		33/12万円	
(参考) 児童手当	第2子まで		1.5万円/月	1万円/月		なし
	第3子以降		3万円/月			

【図表4】省エネ等住宅(家屋)の要件緩和

		現行	改正後
省エネ等住宅 (右記に住宅 適合すること の証明があるもの)	省エネ	・断熱等性能等級4以上 ・一次エネルギー消費量等級4以上の いずれかであること	・断熱等性能等級5以上 ・一次エネルギー消費量 等級6以上の いずれでもあること
	耐震	・耐震等級2以上 ・免震建築物 のいずれかであること	改正なし
	バリアフリー	・高齢者等配慮対策等級3以上	

住宅ローン控除制度の拡充

少子化対策が検討される中で、税制面からも子育て世帯等を対象とした支援策が講じられます。本来ですと次項で触れる「扶養控除等の見直し」と併せて実施される予定でしたが、昨今の急激な住宅価格の上昇といった状況を踏まえて、令和6年限りの措置として先行的に実施されることになりました。

具体的には、

- ① 子育て世帯及び若者夫婦世帯が、認定住宅等の新築等をして令和6年中に入居した場合の控除対象借入限度額を上乗せする
  - ② 新築住宅の床面積要件を40㎡以上とする緩和措置について1年延長する
- というものです。①については、【図表1】を示しておきますので確認してください。

子育て世帯と若者夫婦世帯とは？

子育て世帯とは、19歳未満の扶養親族がいる世帯のことをいい、若者夫婦世帯とは、夫婦のいずれかが40歳未満である世帯のことをいいます。両者を合わせて子育て世帯等といえます。

扶養控除等の見直し(予定)

児童手当については、令和6年10月から所得制限が撤廃され、第3子以降への増額が行われることに加えて支給期間についても高校生年代まで延長されることになりました。そのため、15歳以下の取り扱いとのバランスを踏まえて扶養控除を縮小する方向で議論が進んでいます【図表2】。一方、ひとり親の自立支援を進める観点から、ひとり親控除の所得要件を緩和して控除額を引き上げることが検討されています【図表3】。

ただ、いずれも今回の改正法には盛り込まれておらず、令和7年度法制改正で対応されることとなります。

生命保険料控除の見直し(予定)

子育て世帯に対する支援策の一環として、生命保険料控除を引き上げることが検討されています。たとえば、23歳未満の扶養親族がいる場合には、新生命保険料(契約日・更新日が平成24年以降の生命保険)に係る一般生命保険料控除の適用限度額を現行の4万円から6万円へ引き上げる(ただし、一般生命保険料控除、介護保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は現行の12万円のままとする)というものです。

なお、この生命保険料控除の見直しについても、今回の改正法には織り込まれず、令和7年度法制改正で対応されることとなります。

住宅取得資金贈与の非課税措置の延長

父母や祖父母から住宅取得等資金の贈与を受けた場合に、省エネ等住宅では1000万円まで、それ以外の住宅では500万円までは贈与税が課税されない、いわゆる住宅取得資金贈与の非課税措置について、適用期限が令和8年12月31日まで3年延長されます。ただし、この非課税措置の対象となる「省エネ等住宅(家屋)」の要件が、【図表4】の通り一部見直されました。